

# 平成27年度当初予算編成方針

26. 10. 14  
栃 木 県

## 1 本県の財政状況

本県では、平成25年3月に策定した「財政健全化取組方針」（以下「取組方針」という。）に基づき、「収支均衡予算の継続」及び「財政調整的基金の涵養」を目標に掲げて財政健全化に取り組んでいる。取組方針に基づく最初の予算編成となった平成26年度当初予算では平成25年度に引き続き収支均衡予算を編成するとともに、平成25年度2月補正及び3月補正予算において県有施設整備基金に合わせて90億円の積立てを行うなど財政調整的基金の涵養にも努め、その残高を一定程度確保した。

しかしながら、中期財政収支見込みでは、高齢化の進行に伴う医療福祉関係経費の増加、臨時財政対策債の大量発行による公債費の増加に加え、大規模建設事業等の新たな行政需要への対応等により、平成30年度までの各年度において、70～90億円程度の財源不足が見込まれることから、今後も取組方針に基づき、行政経費の削減や内部努力の徹底、歳入の確保等に全庁を挙げて取り組む必要がある。

なお、平成26年度の財政状況については、普通交付税及び臨時財政対策債が当初予算額を下回るなど、当初予算に掲げた一般財源の確保は予断を許さない状況にある。

## 2 国の動向

国では、平成27年度予算について、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費等以外の要求枠を10%削減する一方、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（以下「骨太の方針」という。）及び「『日本再興戦略』改訂2014」等を踏まえた諸課題（地方の創生と人口減少の克服に向けた取組を含む。）に対応するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望された経費については、「中期財政計画」に定める基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で措置するとしている。

一方、地方財政については、骨太の方針において、「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動

向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図るとし、併せて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとしている。

また、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手するとし、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、平成27年度から引下げを開始するとしている。

このため、今後の国の予算編成の状況や地方財政対策の具体的内容を引き続き注視していく必要がある。

### 3 予算編成方針

#### (1) 平成27年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支仮試算等を基に、現時点で、平成27年度の財政収支見込みについて試算を行ったところ、歳入では、県税収入の伸びが期待できるものの地方交付税及び臨時財政対策債は減少が見込まれ、一方、歳出では、公債費や医療福祉関係経費が引き続き増加するほか、総合スポーツゾーン、小山警察署等の大規模建設事業関連経費の増加により、県有施設整備基金を活用してもなお約73億円の財源不足額が見込まれている。

#### (2) 平成27年度当初予算編成方針

平成27年度の当初予算編成に当たっては、取組方針に掲げた財政健全化の取組を着実に実行することにより、財源不足額を実質収支の範囲内に収め、「収支均衡予算を継続」することを基本的な考え方とし、「平成27年度政策経営基本方針」に基づき、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の総仕上げを図るほか、「成長への確かな歩みと県民がその成果を実感できる取組」、「人口減少問題への対応」等を重点事項として取り組むとともに、新たな行政課題についても、施策の優先順位を見極めながら的確に対応していく。

このため、経費区分ごとに要求基準を設け、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から各部局の主体的な事務事業の見直しを推進し、更なる事業の選択と集中を図るとともに、事業手法の見直しや自主財源の確保に積極的に取り組むなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、必要な財源を確保しながら、メリハリのついた予算編成に取り組んでいく。

また、予算編成過程においては、法人税改革、消費税率及び地方消費税率の更なる引上げ等の税制改正等の動向、平成26年度の補正予算を含めた国の予算編成の状況等を十分に把握するとともに、地方財政対策の内容を適切に反映していく。